トラブルを未然に防ぐ!

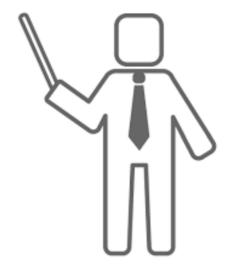
雇用契約書(労働条件通知書)の作り方

2023(令和5)年2月2日

池永経営社会保険労務士法人 社会保険労務士 熊谷真明

本日お伝えする内容

- ◆ 雇用契約総論
- 雇用契約の法的性質
- ・ 労働条件の決定する上での法的制約
- ・ 雇用契約上の従業員の義務について
- ◆ 雇用契約実務
 - ①正社員
 - ② 短時間契約社員
 - ③ 1か月変形労働時間制
 - ④ 定年後再雇用
 - ⑤ 固定残業制度



雇用契約とは何か?

民法第623条(雇用)

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えること を約することによって、その効力を生ずる。

労働契約法第6条(労働契約の成立)

労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。

※諾成契約(必ずしも契約書は必要でない)・双務契約(互いに義務を負う契約)

労働基準法第15条(労働条件の明示)

使用者は、<mark>労働契約の締結に際し</mark>、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令(施行規則第5条)で定める方法により明示しなければならない。

➡違反した使用者は、30万円以下の罰金刑に処されることがあります(労働基準法第120条1号)



労働条件の明示事項

- ① 契約はいつまでか(雇用契約の期間に関すること)
- ② 期限の定めがある契約の更新についてのきまり(更新があるかどうか、更新する場合の判断のしかたなど)
- ③ 労働者がどこでどんな仕事をするのか(仕事をする場所、仕事の内容)
- ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか(仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日·休暇、交替制勤務のローテーション等)
- ⑤ 賃金はどのように支払われるのか(賃金の決定、計算と支払いの方法、締切と支払日の時期)
- ⑥ 労働者が辞めるときのきまり(退職に関すること(解雇の事由を含む))



- ※パートタイム労働者を雇い入れるとき (パートタイム労働法第6条第1項)
- ① 昇給の有無 ② 退職手当の有無 ③ 賞与の有無 ④ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

上記以外の内容についても、使用者と労働者はできる限り書面で確認する必要があると定められています。(労働契約法第4条第2項)

労働条件を決定する上での法的制約

労働基準法第13条(この法律違反の契約)

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

労働契約法第12条(就業規則違反の労働契約)

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

労働基準法第92条(法令及び労働協約との関係)

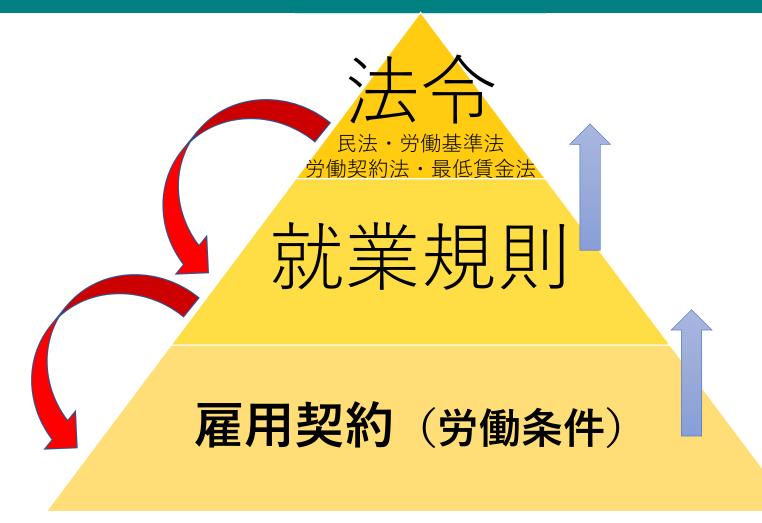
就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。

最低賃金法第4条(最低賃金の効力)

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

※上記以外にも均等待遇の原則(労基法3条)男女同一賃金の原則(労基法第4条)、賠償予定の禁止(労基法第16条)、前借金相殺の禁止(労基法第17条)、強制貯金の禁止(労基法第18条)などがあります。

雇用契約(労働条件)を拘束するもの



雇用契約上の従業員の義務

従業員の義務		内容		
労働時間中の義務	労務提供義務	単に出勤するだけでなく、労働契約の債務の本旨に従った労務 を提供する義務		
	業務命令遵守義務	従業員が、その職務を遂行することについて、法令に従い、か つ会社の指示や指揮命令に忠実に従う義務		
	職務専念義務	労働時間中は、職務の遂行に当たって、その労働時間及び職務 上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、全力を挙げ てこれに専念する義務		
会社施設内における義務	職場環境維持義務	職場における規律と協働を維持する義務		
	施設管理権に服する義務	会社の許可なく、会社施設・備品を業務外に利用したり、持ち 出したりしない義務		
会社内外における義務	秘密保持義務	在職中及び退職後において、営業秘密等の企業秘密や個人情報 を漏洩させないよう管理する義務		
	信用保持義務	職場外、勤務時間外においても会社の信用を失墜させ、又は会 社全体の不名誉となるような行為をしない義務		
会社外における義務	競業避止義務	会社経営と競合するような取引を他社と行わない義務		
	兼業届出義務	会社に届け出ずに自社以外の会社に雇われない義務		

実際の雇用契約書(労働条件通知書)を解説

実際の雇用契約書(労働条件通知書)を解説

- 1. 正社員
- 2. 短時間契約社員
- 3. 1か月単位の変形労働時間制
- 4. 定年後再雇用
- 5. 固定残業制度

最後にまとめ

まとめ

- 1. 雇用契約は、高額・重要な契約です。
 - 雇用契約関係に至るまでに、事前にお互いの権利・義務を書面で具体・明確にし、双方 誤解が無いように丁寧に確認しておく。
- 2. **就業規則と雇用契約書は一体のアイテムです。 バージョンアップ**は欠かさず、必ず雇用契約書との整合性を確認する。
- 3. 企業の実情を踏まえた信頼できる書式を活用してください。 専門家の助言や立会いも積極的に依頼して安心を得て下さい。
- **4. 有期、変形**労働時間制、**固定残業**制度は難易度が高い。 「リスク予防」と「適正に運用」には専門家の関与が**損のない選択**です。
- 5. 雇用契約書は、労使のコミュニケーションツール。
 - **適法・適切に活用**できれば、人材確保が困難な時代も働き手を安定して確保・活用でき ます。

無料相談サービスのご案内

御社の雇用契約書(労働条件通知書)の現状をお伺いして問題点(課題)を明確にするとともに、今後の改善の方向性などについて無料でアドバイスをさせていただきます。



(参考) これから予定されている法改正

	施行日 ※中小企業	項目	概 要		根拠法・関連 法
1	2023.4	割増賃金率の引き上げ	・月60時間超の時間外労働の割増率引き上 げ	0	労働基準法
2	2023.4	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率の定期見直し		障害者雇用促 進法
3	2024.4	時間外労働の限度基準の見直し	建設業・自動車運転業務・医師等の限度基準 適用除外の廃止		労働基準法
4	2024.10	社会保険の適用拡大②	社会保険加入(週20時間基準)の51人以 上従業員規模への拡大		健康保険法 厚生年金保険 法
5	2025.4	高年齢雇用継続給付の引き下げ	高年齢雇用継続給付の給付率を10%に縮小	_	雇用保険法

ご清聴ありがとうございました

2023(令和5)年2月2日 池永経営社会保険労務士法人 社会保険労務士 熊谷真明

① 正社員

制1【正社員】

労働条件通知書 兼 労働契約書

□□□□株式会社(以下「甲」という)と○○○○(以下「乙」という)は、次の労働条件に基づいて労働 契約(以下「本契約」という)を締結する。

2-4-1-4 CO		77 C 100 H 7 V 0	
☑ 雇用形態		正社員	
☑ 雇用期間		○○年○○月○○日から、期間の定めなし	
☑ 試用期間		3か月*短縮、延長する可能性あり	コメントの追加 [熊谷1]
☑ 就業場所		○○支店(○○県○○市○○町○-○) *地域限定ではない	られない。 あらかじめ
☑ 業務内容		事務一般、その他それに付随する業務 *職種限定ではない	する方が運用しやすい。
WL 3617	1717		コメントの追加 [熊谷2]
☑ 就業	時間	就業時間 9時00分~18時00分 休憩時間 12時00分~13時00分(1時間) *業務の都合によって始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げをする場合がある	と業務内容で足りますが の範囲」についても通知
☑ 所定	時間外労働等	所定時間外労働 有 休日労働 有	
☑休	日	土日祝日、その他会社が指定した日 詳細は、就業規則第〇条	
☑休	暇	年次有給休暇は法定どおり 詳細は、就業規則第○条	
		1 定年制 (有 (○○歳) 、 無)	
☑ 退	哉・解雇に	2 継続雇用制度(有(○○歳まで) 、 無)	
	関する事項	3 自己都合退職の手続き(退職する○○日以上前に届け出ること)	
		4 解雇の事由および手続き 詳細は、就業規則第○条	コメントの追加 [熊谷3]
		基本給 〇〇万円/月	業規則準用。
	☑ 金 額	通勤手当 実費支給(上限○○万円)	
		資格手当 〇〇円/月	
		所定時間外 法定内 : ○○% / 法定超 :月60時間以内 25%	
賃	☑ 割增售金率	月 60 時間超 5 0 %	コメントの追加 [熊谷5]
	▼ 別州首亚牛	休 日 法定休日: 35% / 法定外休日: ○○%	業手当を支給している場
金		深 夜 2.5%	コメントの追加 [熊谷4]
	☑ 締日・支払日	毎月末締め、翌月15日払い 🛛 支払時の控除 法令費目及び労使協定で定められた費目	認!
	☑ 賞 与	有 (6月、12月) (業績・個人の評価による。ただし、業績により支給しない場合がある。)	
	☑ 賃金改定	毎年 <u>7月</u> (評価により、昇給、変更なし、 <mark>降給</mark>)	コメントの追加 [熊谷6]
	☑退職金	有 (詳細は退職金規程による)	性が問われる。
☑ 社会保険等		社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他())	コメントの追加 [熊谷7]
		・雇用保険の適用 (有 、 無)	明記!
		試用期間中に本人の技能、健康状態、勤務成績、その他適性等をあらゆる面から慎重	
☑ 特記事項		に審査選考し、不適格であると認めた場合は、何時でも採用を取り消します。	
		売上・利益・仕事量の減少等により随時に休業を命じる場合があります。	コメントの追加 [熊谷8]
		● 天災事変その他やむを得ない事由を除き、休業中の1日当りの賃金が平均賃金の6	についても別途誓約書
		0%に満たない部分について休業手当を支給し、平均賃金の60%超の部分について	
は民法第536条第2項を適用せず支払わないものとします。 本契約書は、2通作成し、甲および乙の双方が各1通を保管する。		コメントの追加 [熊谷9]	
		Pおよひ乙の双万か各 1 通を保管する。	儀なくされた場合等に不
	年 月 日		

年 月

所在:

名 称 □□□□株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 @

☑ 就業規則の周知(備え付け場所)について確認し、私が☑を記した上記雇用契約の各項目について説明を受け理解・確認したうえで同意・承諾致しました。

乙 住 所 氏 名

Œ

事例解説 資料

メントの適加 [熊谷1]: 就業規則よりも長期間は認め れない。あらかじめ6か月程度は設けておき、短縮 る方が運用しやすい。

コメントの追加[騰谷2]: 現在は雇入れ直後の就業場所 と業務内容で足りますが今後、「就業場所・業務の変更 の範囲」についても通知する必要が生じる予定です。

コメントの追加 [熊谷3]: すべて明記できないため、就 業規則準用。

コメントの追加 [熊谷5]: 2023 年度から 50%。固定残 養手当を支給している場合は注意!

コメントの追加 [熊谷4]: 特に就業規則との整合性を確認!

コメントの追加 [熊谷6]: どのような評価なのか?客観 生が問われる。

1メントの追加 [熊谷7]: 降給も有り得ることを忘れず 月記!

コメントの追加 [熊谷8]: 競業避止義務や秘密保持義務 についても別途誓約書を取る場合もあります。

コメントの追加 [熊谷9]: コロナ感染対策等で休業を余 儀なくされた場合等に有効です。

② 短時間契約社員

制2【短時間勤務社員・有期雇用】

労働条件通知書 兼 労働契約書

□□□□株式会社(以下「甲」という)と○○○○(以下「乙」という)は、次の労働条件に基づいて労働 契約(以下「本契約」という)を締結する。

\square	雇用形態	短時間契約社員		
Ø	雇用期間	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで		
☑	試用期間	1 か月		
Ø	就業場所	○○支店(○○県○○市○○町○-○) *地域限定ではない		
\square	業務内容	事務一般、その他それに付随する業務 *職種限定ではない		
Ø	就業時間	就業時間 10 時 00 分~16 時 00 分 休憩時間 12 時 00 分~13 時 00 分 (1 時間) *業務の都合によって始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げをする場合がある		
⋈	所定時間外労働等	所定時間外労働 有 休日労働 有		
\square	休 日	土日祝日、その他会社が指定した日 詳細は、就業規則第〇条		
☑	休暇	年次有給休暇は法定どおり 詳細は、就業規則第○条		
_	退職・解雇に 関する事項	1. 死亡したとき 2. 契約期間が満了したとき 3. 所在不明で○日が経過したとき 4. 解雇の事由および手続き 詳細は、就業規則第○条		
	契約更新の有無	更新する場合 契約の更新の 契約期間満了時の業務量・従事している業務 の進捗状況・有期契約従業員の能力、業務成 績、勤務態度・経営状況		
	☑ 金 額	基本給 ○○円/時給 通勤手当 実費支給(上限○○万円)		
賃	☑ 割増賃金率	所定時間外 法定内 : ○○% / 法定超 : 月60 時間以内 2.5 %		
金	☑ 締日・支払日	毎月末締め、翌月15日払い		
	☑ 賞 与	有 (6月、12月) (業績・個人の評価による。ただし、業績により支給しない場合がある)		
	☑ 賃金改定	無 (契約更新時に昇給、変更なし、降給があり得る)		
	☑退職金	無		
Ø	社会保険等	・社会保険険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 、 無)		
A	短時間・有期雇用労働者の 雇用管理の改善等・パワハラ・セクハラ等・心とから どの健康等に係る相談窓口	管理部 部長		
Ø	特記事項	売上・利益・仕事量の減少等により随時に休業を命じる場合があります。 天災事変その他やむを得ない事由を除き、休業中の1日当りの賃金が平均賃金の60%に満たない部分について休業手当を支給し、平均賃金の60%超の部分については民法第536条第2項を適用せず支払わないものとします。		

本契約書は、2 通作成し、甲および乙の双方が各1 通を保管する。

年 月 日

所在地

氏 名

名 称 □□□□株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 @

☑ 乾業規則の周知(備え付け場所)について確認し、私が☑を記した上記雇用契約の各項目について説明を受け理解・ 確認したろうで同意・承黙務しました。

事例解説 資料

コメントの追加 [熊谷1]: 契約期間中は、「やむを得ない」事由が無ければ解雇できない(労契法第17条)

コメントの追加 [熊谷2]: 雇用契約期間に応じて定める 基本的には設けない

設けることで長期雇用を前提としていると判断される 可能性生じる。

コメントの追加 [熊谷3]: ・更新手続が曖昧だと実質無 期と判断される

・3回以上更新 or1 年超の雇用期間

➡30 日前雇止め予告必要

コメントの違加 [職 各4]: 厚穷省の様式では「自動的に 更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はし ない、その他」のいずれかを選択できるようになって いるが絶対「自動的に更新する」にしてはいけない。 また法改正により「更新上限の有無及びその内容」も 明示事項に加えられる予定。

当初契約より後に、更新上限を新たに設ける場合又は 更新上限を短縮する場合の理由を労働者に事前説明す ることになる見込み

コメントの追加 [熊谷6]: 最低賃金に注意

コメントの追加 [熊谷7]: 2023 年度から 50%。 固定残 業手当を支給している場合は注意!

コメントの違加 [機谷句: 同一労働同一賃金ルール・・・ 正社員と職務内容・人事異動の範囲が同じ場合、バートであることを理由とする差別的待遇禁止。違いがある場合でも不合理な待遇差禁止

例) 通勤手当、皆勤手当等

コメントの追加 [熊谷8]: パ有法第 16 条

コメントの追加 [熊谷9]: 労働施策総合推進法第 30 条の2

コメントの追加 [熊谷10]: 安衛法第 69 条

16

労働条件通知書 兼 労働契約書

□□□□株式会社(以下「甲」という)と○○○○(以下「乙」という)は、次の労働条件に基づいて労働 契約(以下「本契約」という)を締結する。

⋈	雇用形態	正社員	
☑ 雇用期間		○○年○○月○○日から、期間の定めなし	
☑ 試用期間		3か月*短縮、延長する可能性あり	
☑ 就業場所 ○○支店(○○支店(○○県○○市○○町○一○) *地域限定ではない	
☑ 業務内容		事務一般、その他のそれに付随する業務 *職種限定ではない 毎月○日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制とする。	
次の勤務バターンの組合せにより、毎月○日までに翌月分について通知する。 ①早番 始業 6 時 00 分 終業 15 時 00 分 休憩 10 時 0 十 11 時 ②中番 始業 9 時 00 分 終業 18 時 00 分 休憩 13 時 0 14 時 ③遅番 始業 11 時 00 分 終業 20 時 00 分 休憩 15 時 0 16 時 例2 ①毎月 1日から 10 日まで(所定労働時間 9 時間/日) 始業 9 時 00 分 休憩 12 時 0 13 時 ②毎月 11 日から末日まで(所定労働時間 7 時間/日)		①早番 始業 6 時 00 分 終業 15 時 00 分 休憩 10 時~11 時 ②中番 始業 9 時 00 分 終業 18 時 00 分 休憩 13 時~14 時 ③涅番 始業 11 時 00 分 終業 20 時 00 分 休憩 15 時~16 時 例② ①毎月 1 日から 10 日まで (所定労働時間 9 時間/日) 始業 9 時 00 分 終業 19 時 00 分 休憩 12 時~13 時	コメントの違加 [
Ø	所定時間外労働等	所定時間外労働 有 休日労働 有	
		2 毎月第1、第2、第4土曜日 3 夏季休日	コメントの追加 [集谷2]: 固定体であればその曜日、不 定体であれば週あたりや月あたりの最低体日数を明記 する。
Ø	休 暇	年次有給休暇は法定どおり 詳細は、就業規則第○条	変形期間ごとに作成する勤務シフト表で休日の特定が 必要。
Ø	退職・解雇に 関する事項	1 定年制 (有 (○○歳) 、無) 2 継続塚用初度 (有 (○○歳まで) 、 無) 8 自己都合退職の手続きさ (退職する○○日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由および手続き 詳細は、飲業規則第○条	
	☑ 金 額		
賃	☑ 割増賃金率		
金	☑ 締日・支払日	毎月末締め、翌月15日払い 🛛 支払時の控除 法令費目及び労使協定で定められた費目	コメントの追加 [熊谷3]: 特に就業規則との整合性を確
	☑賞与	有 (6月、12月)(業績・個人の評価による。ただし、業績により支給しない場合がある)	22!
	☑ 賃金改定	毎年 <u>7月</u> (評価により、昇給、変更なし、降給)	コメントの追加 [
	☑退職金	有 (詳細は退職金規程による)	コメントの追加 [熊谷5]: どのような評価なのか?客視
☑ 社会保険等		 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他()) ・雇用保険の適用(有 、 無) 	性が問われる。
	特記事項	・雇用採尿の適用 (有、無) 1 か月単位の変形労働時間制については、就業規則第○条~第○条 (または労使協定) に 定めるところによる。 動務シフト表は、毎月○日までに翌月分について通知する。 ・甲およびこの双方が各1通を保管する。	

年 月 日

所在地

名 称 □□□□株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 @

■■■■■■■■■ ☑ 就業規則の周知(備え付け場所)について確認し、私が☑を記した上記雇用契約の各項目について説明を受 け理解・確認したうえで同意・承諾致しました。

氏 名

事例解説

▶ 池永経営グループ

17

④ 定年後再雇用

労働条件通知書 兼 労働契約書

□□□□株式会社(以下「甲」という)と○○○(以下「乙」という)は、次の労働条件に基づいて労働 契約(以下「本契約」という)を締結する。

\square	雇用形態	嘱託社員		
Ø	雇用期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
\square	就業場所	本社(○○県○○市○○町○-○) *地域限定ではない		
	業務内容	事務一般、その他それに付随する業務 *職種限定ではない		
Ø	就業時間	就業時間 9 時 00 分~16 時 00 分 休憩時間 12 時 00 分~13 時 00 分 (1 時間) (原則、1 日 6 時間労働とする) *業務の都合によって始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げをする場合がある		
Ø	所定時間外労働等	所定時間外労働 有 休日労働 有		
Ø	休 日	土日祝日、その他会社が指定した日 詳細は、嘱託社員規則第〇条		
Ø	休暇	年次有給休暇は法定どおり 詳細は、嘱託社員規則第○条		
	退職・解雇に関す 事項	す 1 死亡したとき 2 契約期間が満了したとき 3 所在不明で○日が経過したとき 4 解雇の事由および手続き 詳細は、嘱託社員規則第○条		
Ø	契約更新の有無	更新する場合が あり得る 契約の更新の 判断基準 ・従事している業務の進捗状況 ・乙の能力、業務成績、勤務態度、健康状態 ・経営状況		
	☑ 金 額	基本給 ○○万円/月 通勤手当 実費支給(上限○○万円) 資格手当 ○○円/月		
賃金	☑ 割増賃金率	所定時間外 法定内 : ○○% / 法定超 :月60時間以内 2.5% 月60時間超 5.0% 休日 法定休日: 3.5% / 法定外休日: ○○% 深夜 2.5%		
-36.2	☑ 締日・支払日	毎月末締め、翌月 15 日払い ☑ 支払時の控除 法令費目及び労使協定で定められた費目		
	☑ 賞 与	有 (6月、12月) ※業績・個人の評価による。ただし、業績により支給しない場合がある		
	☑ 賃金改定	毎年7月(評価により昇給、変更なし、降給)		
	☑退職金	有 (詳細は退職金規程による)		
	☑ 社会保険等	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 、 無)		
✓	売上・利益・仕事量の減少等により随時に休業を命じる場合があります。 天災事変その他やむを得ない事由を除き、休業中の1日当りの賃金が平均賃金の60%に満たない部 について休業手当を支給し、平均賃金の60%超の部分については民法第536条第2項を適用せず 払わないものとします。 無期転換ルールの特例により、無期転換権申込権が発生しません。			

本契約書は、2 通作成し、甲および乙の双方が各1 通を保管する。 年 月 日

所在地

名 称 □□□□株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 @

☑ 就業規則の周知(備え付け場所)について確認し、私が☑を記した上記雇用契約の各項目について説明を受け理解・ 確認したうえで同意・承諾致しました。

> 乙 住所 氏 名

事例解説

コメントの追加 [熊谷1]: 再雇用制度については、定年 前と同じ労働条件での雇用契約締結を義務付けている ものではない。再雇用後の業務内容、勤務日数等の状 況に応じて新たな労働条件を設定する。

コメントの追加 [熊谷2]: きちんと雇用契約を更新して いない事例多い。

コメントの追加 [熊谷3]:賃金等、労働条件を変更する のであれば、必ず職務の内容(業務内容・責任の程 度)、人材活用の仕組み(配置の変更範囲)も変えてお

コメントの追加 [熊谷4]: 厚労省の様式では「自動的 に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新 はしない・その他」のいずれかを選択できるように なっているが絶対「自動的に更新する」にしてはい けない。

コメントの追加[熊谷5]: 今後、法改正により「更新上 限の有無及びその内容」も明示事項に加えられる予 定。後出しじゃんけんで上限規制を設けることは難し

コメントの追加[熊谷6]: 「基本給はどの程度下げられ るか?」といった相談をよく受けますが、パ有法(同 一労働同一賃金) 第8条(均衡待遇) と第9条(均等 待遇) も考慮に入れて判断する。

※参考「名古屋自動車学校事件(R4.3.25 名古屋高裁

コメントの追加 [熊谷7]: 2023 年度から 50%。固定残 業手当を支給している場合は注意!

コメントの追加 [熊谷8]: 評価制度がある場合

コメントの追加 [熊谷9]: 無いのであれば「無し」とは っきり書くべき。

コメントの追加 [熊谷10]: 労働局長の第二種計画認定

ただし他社を定年後就職した労働者は対象外なので要

5 固定残業制度

労働条件通知書 兼 労働契約書

□□□□株式会社(以下「甲」という)と○○○○(以下「乙」という)は、次の労働条件に基づいて労 働契約 (以下「本契約」という) を締結する。

			¬
☑ 雇用形態 正社員			4
☑ 雇用	☑ 雇用期間 ○○年○○月○○日から、期間の定めなし		
☑ 試用期間 3か月*短縮、延長する可能性あり			
☑ 就業	場所	本社(〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇) *地域限定ではない	
☑ 業務	内容	事務一般、その他それに付随する業務 *職種限定ではない	
☑ 就業	:04:89	就業時間 9時00分~18時00分 休憩時間 12時00分~13時00分(1時間)	
≥ 50.3%	:4-1 [11]	*業務の都合によって始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げをする場合がある	
☑ 所定	時間外労働等	所定時間外労働 有 休日労働 有	
☑休	日	土日祝日、その他会社が指定した日 詳細は、就業規則第○条	
☑休	暇	午次有給休暇は法定どおり 詳細は、就業規則第○条	
	・解雇に	1 定年制 (有 (○○歳) 、 無) 2 継続雇用制度 (有 (○○歳まで) 、 無) 3 自己都合退職の手続き (退職する○○日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由および手続き 詳細は、就業規則第○条	
	☑ 金 額	基本給 ○○万円/月 固定残業手当 ○○万円/月 (月 20 時間の所定時間外労働分) 通勤手当 実費支給(上限○○万円) 資格手当 ○○円/月	コメントの追加 [熊谷2]: 明確に「残業手当」であることが分かるような名称とする。「役職手当」とか「営業
賃金	☑ 割増賃金率	所定時間外 法定内 : ○○% / 法定超 :月60時間以内 25% 月60時間超 50% 休 日 法定休日: 35% / 法定外休日: ○○% 深 夜 25%	手当」とか残業代も含まれているいった主張は通らないことが多いし、トラブルの元になる。 コメントの追加 [熊谷3]: 36 協定で締結している時間外
	☑ 締日・支払日	毎月末締め、翌月15日払い 🗷 支払時の控除 法令費目及び労使協定で定められた費目	労働時間を上限として設計しておいた力が無難
	☑ 賞 与	有 (6月、12月) (業績・個人の評価による。ただし、業績により支給しない場合がある	コメントの追加 [熊谷4]: 所定時間外労働に対する手当
	☑ 賃金改定	毎年7月 (評価により、昇給、変更なし、降給)	として設定し、法定休日・深夜労働については別途支
	☑退職金	有 (詳細は退職金規程による)	払うようにする。最近の裁判例では、「内訳が明確でな
☑ 社会	保険等	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 、 無)	い」として否認されているものが出てきている。
☑その他		固定残業手当は、時間外・深夜割増・法定休日割増の各時間数に関係なく支給し、時間外 深夜割増・法定休日割増に対する賃金合計が固定残業手当を超過した場合は超過分を 給します。なお <mark>欠勤控除と固定残業手当のルール</mark> については以下のとおりです。 1)欠勤日数が、月の所定労働日数の2分の1以上	コメントの追加 [
		固定残業手当の支給はせず、実残業時間に相当する残業手当を支給する。 2) 欠勤日数が、月の所定労働日数の2分の1未満	18 !
		固定残業手当を満額支給する	コメントの追加 [熊谷6]: いずれにしても「いつの間に
		なお、業務内容の変更、業務遂行状況その他の事情から固定残業手当の支給の有無、	か未払いになっていた」ということにはならない制度
		×和観で1年ことに見り。 場合かめります。	設計が重要
本契約書は、2 通作成し、甲および乙の双方が各 1 通を保管する。 年 月 日		コメントの追加「熊谷刀: 雇用契約の内容として、固定	
	73 1	甲 所在地	para para para para para para para para
		名 称 □□□□株式会社	残業代を設定した以上、自由には減額できない※I事
		THE THE CONTRACTOR	件(東京高裁令和4年6月29日判決)

事例解説

代表取締役社長 〇〇〇〇 ⑩ ☑ 就業規則の周知(備え付け場所)について確認し、私が☑を記した上記雇用契約の各項目について説明を

受け理解・確認したうえで同意・承諾致しました。 乙 住所

氏 名

▶ 池永経営グループ